

# コロナ介護離職の防止

## 厚労省が中小企業に助成

厚生労働省は、新型コロナウイルスによる介護離職の防止対策を行う。現行の「両立支援等助成金」の介護離職防止支援コースの特別として実施するもので、新型コロナウイルス対応として20日以上取得でき

とする家族が新型コロナウイルスによる事業所の休業でサービスを利用できなくなったり、感染予防のため利用を控えたりするケースや、家族が新型コロナウイルスの影響で介護できなくなったりしたケース。

対象は、介護を必要とする家族が新型コロナウイルスによる事業所の休業でサービスを利用できなくなったり、感染予防のため利用を控えたりするケースや、家族が新型コロナウイルスの影響で介護できなくなったりしたケース。

この場合に当てる労働者が、新型コロナウイルス対応の介護の有給を5日以上取得すれば、労働者1人当たり有給取得日数の合計が「5日以上10日未満」で20万円、「10日以上」で35万円を支給する。支給された助成金の使い道に規定はない。

1 中小企業当たり5人までで、期間は今年4月1日～来年3月31日。本人の同意が得られれば、過去の別の有給を事後的に新型コロナウイルス対応の介護の有給に替えることもできる。今回の介護の有給は、現行の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別枠で設け、事業主は社内に仕事と介護の両立支援制度の内容を周知することなども要件となる。

6月15日から各都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）で申請を受け付けている。

（榎戸新）